

若年雇用促進助成金を支給

～若年者を新たに雇用する事業所への助成を行います～

若年者の正規雇用に積極的に取り組む市内事業所を支援するとともに、若年者の雇用の促進および生活の安定を図り、市内における定住と産業の振興を促すために若年者雇用促進助成金を支給します。

1 対象事業者

- (1) 三木市内に住所があるか市内に主たる事業所がある個人、または市内に主たる事業所がある法人で1年以上引き続き市内で事業を営んでいる事業者
- (2) 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業者
- (3) 市税を滞納していない事業者
- (4) 対象若年者を平成27年4月1日以降に新たに正規雇用で雇入れを開始している事業者

2 対象若年者

- (1) 三木市の住民基本台帳に記録され、雇入れ開始日において40歳未満の方
- (2) 助成金の申請年度の末日において、雇用期間が6か月を経過し、かつ次年度も引き続き正規雇用される見込みの方

3 助成限度額 一人あたり10万円、一事業所あたり50万円(5名)

4 申請期間 雇入れの日から6か月を経過した日から3か月以内

5 提出書類

- (1) 対象若年者の雇用契約書または雇入れ通知書等の写し
- (2) 対象若年者の住民票の写し
- (3) 対象若年者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

申込・問い合わせ先

三木市豊かなくらし部商工観光課商工振興グループ

電話 0794-82-2000 (内線 2231)

